

第一回 參議院農林委員會會議錄第三十九號

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第一號)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四號)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公國法案(内閣送付)
- 油糧配給公國法案(内閣送付)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一號)
- 薪炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二號)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三號)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地處分經費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情の立脚せる食糧供出對策改善に関する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に関する陳情(第七十號)
- 農地委員會の經費を全額國庫負擔とすることに關する陳情(第七十三號)
- 林道飯田、赤石線開設に關する請願

- 主食需給計畫の根本的改革に關する陳情(第七十四號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第七十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫負擔とすることに關する陳情(第八十號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十四號)
- 愛知縣豐川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とすることに關する陳情(第八十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第九十八號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第一百六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百九號)
- 飼料配給公國法案(内閣送付)
- 函館管林局の管轄區域變更に關する請願(第五十四號)
- 農用人參試驗場設置に關する請願(第六十六號)

- 米價改訂に關する陳情(第二百二十八號)
- 民有林野制度の確立に關する陳情(第二百三十一號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第二百三十一號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十三號)
- 開拓者資金融通に關する陳情(第二百三十八號)
- 米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に關する陳情(第二百四十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百五十號)
- 選配主食の價格に關する陳情(第二百五十二號)
- 岩手縣下の三農業用水改良事業を國營とすることに關する請願(第八十八號)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五號)
- 北海道てん菜糖業の保護政策確立に關する請願(第二百二號)
- 薪炭の價格に關する陳情(第二百六十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百六十三號)
- 食料品配給公國法に關する陳情(第二百七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百八十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百八十八號)

- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百九十二號)
- 市營競馬の施行に關する陳情(第二百九十二號)
- 北海道開拓事業に關する陳情(第二百九十七號)
- 岩手山ろく國營開發事業に關する陳情(第二百九十九號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普通實施に關する陳情(第二百三十三號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十號)
- 未墾地の開拓事業に關する陳情(第二百二十二號)
- 群馬縣小島牧村外三ヶ村のかん漕用水路に關する請願(第二百二十一號)
- 泰山演習地の返還並びに開拓計畫變更に關する請願(第二百三十五號)
- 食糧配給確保に關する陳情(第二百二十六號)
- 林業振興對策に關する陳情(第二百二十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十八號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百三十一號)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に關する陳情(第二百三十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十五號)
- 米麥需給計畫の根本方針に關する陳情(第二百三十六號)
- 農業保險法制定に關する陳情(第二百四十四號)

- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百四十五號)
- 岩手山ろく國營開發事業に關する陳情(第二百四十八號)
- 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣送付)
- 青果物の統制撤廢に關する請願(第二百七十六號)
- 開拓對策に關する請願(第二百七十七號)
- 舊軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに關する請願(第二百八十三號)
- 十勝糧馬育成所用地開放に關する請願(第二百八十五號)
- 昭和二十二年年度米價格並びに供出に關する陳情(第二百六十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百六十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百六十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百七十一號)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第二百八十號)
- 勸業大衆の食糧危機突破對策に關する陳情(第二百八十二號)
- 日本競馬會に關する陳情(第二百八十三號)
- 農村指導農場開設に關する陳情(第二百九十四號)
- 昭和二十二年年度米價格並びに供出に關する陳情(第二百九十五號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百九十九號)

- 農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百號)
- 臨時農業生産調整法案(内閣送付)
- 小阪部川貯水池改良事業を國營とするに關する請願(第二百七號)
- 旭川合同用水工事促進等に關する請願(第二百九號)
- 農地改革促進に關する請願(第二百十三號)
- 東京都内の食糧配給に關する請願(第三百七號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十三號)
- 種卵及びひなの價格調整並びに養鶏用飼料増配に關する陳情(第三百十八號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百十九號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百二十五號)
- 開拓資金増額に關する陳情(第三百三十號)
- 農地法による山林開墾行過是正に關する陳情(第三百三十二號)
- 農作物の「養蚕週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第三百三十五號)
- 千葉縣長生郡茂原乾草所の設備を縣立養蚕會に還元することに關する陳情(第三百三十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百四十二號)
- 三方原揚水事業に關する陳情(第三百四十五號)
- 富士山ろく開墾農業用水事業促進に關する陳情(第三百四十九號)
- こうじ類の一般製造に關する請願(第二百四十六號)
- 茨城縣下北浦干拓事業促進に關する請願(第二百四十八號)
- 茨城縣下のかん害對策助成に關する請願(第二百七十六號)
- 大池用水幹線改良に關する請願(第二百九十號)
- 主食配給に關する陳情(第三百六十號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百七十八號)
- 農地調整法並びに自作農創設特別措置法の改正に關する陳情(第三百八十號)
- 奈良縣下のかん害對策に關する陳情(第三百八十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第三百九十號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百九十二號)
- 農業共済保險法案中の農家負擔等に關する陳情(第三百九十三號)
- 食糧緊急對策に關する陳情(第三百九十九號)
- 養蚕協同組合獨立強化に關する陳情(第四百號)
- 農業協同組合法案の一部を削除することに關する請願(第二百九十七號)
- 日光都市に對する自作農創設特別措置法の實施延期に關する請願(第三百十六號)
- 熱海觀光地帯を農地法の適用より除外することに關する請願(第三百二十四號)
- 森林治水並びに災害防止林造成事業擴充強化に關する請願(第三百三十三號)
- 民有林施業案編成國庫補助増額に關する請願(第三百三十五號)
- 鹿児島縣に國立茶業試驗場九州支場を設置することに關する請願(第三百三十六號)
- 樟腦製造事業を森林組合に許可することに關する請願(第三百三十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百十七號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百二十四號)
- 昌知瀧干拓計畫反對に關する陳情(第四百二十六號)
- 福岡縣三池郡高田村地先その他の干拓事業を國營とすることに關する陳情(第四百三十六號)
- 農村指導農場開設に關する陳情(第四百三十八號)
- 主食の均てん配給に關する陳情(第四百四十號)
- 新設田市町裏練兵場拂下げに關する陳情(第四百四十一號)
- 食糧品關係の公團制反對に關する陳情(第四百四十九號)
- 農地開發營團の解散に伴う開發事業の都道府縣移管その他に關する陳情(第四百五十號)
- 民有未墾地買収計畫の樹立その他に關する陳情(第四百五十二號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百五十四號)
- 昌知瀧干拓計畫反對に關する陳情(第四百五十五號)
- 東京都内の薪炭増配に關する陳情(第四百六十號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第四百六十八號)
- 元御料林拂下げに關する陳情(第四百七十號)
- 植林用苗木無償配付に關する請願(第四百一號)
- 適地開拓に關する請願(第四百二號)
- 北海道農業試驗場復興助成に關する請願(第四百七號)
- 農業干拓事業實現促進に關する請願(第四百二十號)
- ビール麥栽培獎勵に關する請願(第四百二十五號)
- 農業協同組合法の制定その他に關する陳情(第四百八十二號)
- 新設生産者價格等に關する陳情(第四百八十三號)
- 鹿児島縣指宿郡内のかん害救済に關する陳情(第四百八十六號)
- 農業保險制度の擴充強化に關する陳情(第四百九十一號)
- 農地委員會費國庫補助増額に關する陳情(第四百九十九號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第五百一號)
- 水害林業對策に關する陳情(第五百一十一號)
- 米並びに甘藷の價格改訂に關する陳情(第五百二十三號)
- 農業協同組合法案その他に關する陳情(第五百二十四號)
- 競馬法の改正に關する陳情(第五百二十五號)
- 適正米價決定に關する陳情(第五百二十六號)
- 薩摩沿岸干拓事業實現促進に關する陳情(第五百二十八號)
- 千葉縣下のかん害復舊助成に關する陳情(第五百二十九號)
- 農業協同組合法案に關する陳情(第五百三十四號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百三十八號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百四十一號)
- 農業保險法の改正に關する陳情(第五百四十四號)
- 緊急食糧需給に關する特別措置法案(衆議院送付)
- 林業關係水害復舊費國庫補助引上げその他に關する請願(第四百五十號)
- 農業協同組合法案の一部を削除することに關する請願(第四百五十二號)
- 鐵道營業從事者に對する加配米及び物資報獎配給に關する請願(第四百六十三號)
- 山口縣玖珂郡内各町村のかんばつ防止對策に關する請願(第四百七十二號)
- 山梨縣下の水害復舊費國庫補助に關する請願(第四百八十號)
- 農地制度改革等に關する請願(第四百八十一號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百四十六號)
- 食料配給公團制反對に關する陳情(第五百五十一號)
- ある飼育事業の擴充強化に關する陳情(第五百五十四號)
- 緊急開拓事業費の増額に關する陳情(第五百六十九號)
- 水害應急對策用建築資材の配給に關する陳情(第五百七十號)
- 大和平野東南部用水改良事業費豫算増額に關する陳情(第五百七十一號)
- 農地制度改革に關する陳情(第五百七十二號)
- 奈良縣下のかん害對策に關する陳情(第五百七十三號)
- 農業協同組合法案中に薪炭を明記することに關する陳情(第五百七十四號)
- 埼玉縣入間郡民有林開拓反對に關する請願(第四百八十八號)
- 埼玉縣下水害町村の農業會助成に關する請願(第四百九十四號)
- 和歌山縣下のかん害應急對策國庫補助

請願(第二百四十八號)

百三十六號)

請願(第四百七號)

○緊急食糧補給に關する特別措置法案

○和歌山縣下かん害應急對策費國庫補助

に關する請願(第四百九十六號)

○奈良縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百號)

○愛知縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百一號)

○大阪府のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百二號)

○京都府のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百六號)

○淀川右岸排水改良事業費國庫補助に關する請願(第五百十三號)

○愛知縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百十四號)

○土地改良事業の繼續施行に關する請願(第五百十五號)

○農業災害補償法施行に關する請願(第五百十七號)

○滋賀縣甲賀郡外一部のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百二十一號)

○三重縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第五百二十二號)

○小倉市曾根地先干拓實現に關する請願(第五百二十七號)

○造林苗は用地確保に關する請願(第五百三十四號)

○岐阜縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する陳情(第五百七十六號)

○競馬法の改正に關する陳情(第五百七十七號)

○食料配給公團制反對に關する陳情(第五百七十八號)

○土地改良事業繼續施行に關する陳情(第五百八十二號)

○農地調整法令の改正等に關する陳情(第五百八十三號)

○兵庫縣下の耕地水害復舊費國庫補助に關する請願(第五百四十三號)

○埼玉縣下の水害復舊耕地事業費國庫補助に關する請願(第五百五十三號)

補助に關する請願(第五百五十三號)

○岩手山ろくの國營開墾及び岩手種苗牧場の擴充強化に關する請願(第五百六十號)

○民有林施業案編成國庫補助増額に關する請願(第五百六十五號)

○樟腦製造事業を森林組合に許可することに關する請願(第五百六十六號)

○三化蠶繭蠟除費國庫補助に關する請願(第五百六十九號)

○薪炭緊急確保に關する請願(第五百八十一號)

○農業協同組合法案に關する陳情(第五百八十七號)

○兵庫縣下の耕地水害復舊費國庫補助に關する陳情(第五百八十八號)

○千葉縣下のかん害對策費國庫補助に關する陳情(第五百九十九號)

○京都府のかん害應急對策費國庫補助に關する陳情(第六百四號)

○自作農創設特別措置法中一部改正法律案の修正に關する請願(第六百號)

○岐阜縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する請願(第六百一號)

○技術者指導農場費國庫補助増額等に關する請願(第六百四號)

○勝尾寺川用水改良事業費國庫補助に關する請願(第六百五十五號)

○アイヌ民族所有農地に關する請願(第六百七十七號)

○技術者指導農場費國庫補助増額等に關する請願(第六百二十三號)

○國有林の地方移譲に關する請願(第六百三十號)

○食料配給公團制反對に關する陳情(第六百三十二號)

○三重縣下のかん害應急對策費國庫補助に關する陳情(第六百七十七號)

○農業生産調整法案に關する陳情(第六百七十七號)

六百二十號)

○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○薪炭供給特別會計の廢止に關する陳情(第五百九十七號)

○北海道留萌支庁管内の舊御料林拂下げに關する陳情(第六百二號)

昭和二十二年十二月七日(日曜日)午後二時四分開會

本日の會議に付した事件

○食料品配給公團法案

○油糧配給公團法案

○飼料配給公團法案

○食糧管理法の一部を改正する法律案

○委員長(補見義男君) それでは只今から農林委員會を開會いたします。本日は引續いて三つの公團法案と食糧管理法の一部を改正する法律案を議題に供しまして、質疑を繼續いたします。

○北村一男君 私實は昨日缺席いたしましたので或いは重複して、他の同僚委員から御尋ねしたかも知れませんが、この重要な法案が、會期の切迫した今日、突如として出ましたということにつきまして、政務次官は關係方面の了解を得るに相當の日数を要したから遅れて出たのである。それから管理局長官の御説明は時期があつて、食糧を相當把握した時期にやつてやらないうと混亂を起すというやうな御説明であつたかのように私は覺えておりますのでございます。岩本委員の質問にある説明によりますと、反對的の陳情なり、或いは意見が、各方面から表明されたために、その實現が遅れたというやうな一節があつたかのように記憶いたしております。どういふ事情でこ

ういふ重要な法案が、會期切迫の今日突然出されたのであるか。その點を承りたいと存じます。その次には、この法案のみならず、他の公團につきましても、これはいろいろ反對の聲が挙つておるのでございますが、こういう方法以外に、他に取るべき方法がないのであるかどうか。その點について承りたいと存じます。それからこれは他の委員からも御質疑がありました。さうですが、二十四年の三月末日になれば、この法律は效力を失うやうなことが書いてあつたと存じますが、その後はどういふふうになるお見通しであるか。二十四年の三月三十一日までやれば、この使命を果したというわけでは私にはない。その時の情勢によつては、これは農林大臣はその時の情勢によつては、或いは延ばすかも知れないというやうな説明があつたかと覺えておりますが、やはりこれはそういうやうな筆法で一應呑み易いから、期限を短期間に切つたというやうな、政治的の含みを以て、かような期限を切られたのであるか。或いは何か成算があつて期限を切られたのであるか。その點について承りたいと存じます。

○政府委員(片柳眞吉君) 御質問の第一點であります。この食糧公團の設立というやうな大きな事項を含んでおります食糧法の改正案を、會期切迫の時期に提出いたしました理由であります。これは、實はこの主要食糧の統制方式につきましては、實は昨年の十二月からこの問題が起つておりました。本来から言いますれば、前議會にこの法案を提出いたしました御審議を願うのが一般的のこれは順序になつておるのであります。したが、ただ御承知のように食糧事情が非常に窮乏をしております。三月以降のこの時期に、かような重大な機構の切り換えをさせることは非常な混亂をいたすということで、前議會に提案いたしましたことは關係筋の了解を得まして延ばして貰つておつたのであります。その時にも大體食糧事情が政府の食糧の手持が一番多い時期にこの機構の切り替えをする、こういうやうな大體の話になつておりました。さうな趣旨で實は本議會に出すべく豫めながら關係筋と連絡を取つておりました。その内部事情ははつきりいたしません。が、とも角私の方で御意見を聴く意味で出してから、實は相當手間を取つたのであります。この邊の事情につきましては、はつきりしたことは承知しておりませんし、又言明もできない關係であります。が、とも角他の公團と大體同じ時期に協議をしておりまして、私の方の公團だけが非常に回答が遅れたということが一つの今回の公團の時期の遅れました大きな原因であります。それならばこの次の通常議會に出しても然るべきであるというやうな御意見も出るかと存じます。が、大體一月を目途として本公團の設立を期したいという關係から、實は甚だ恐縮であります。が、今議會に、切迫いたしましたにも拘わらず提出をいたしましたわけでありまして、いつでも公團に切り替へてもよろしい、時期が關係なければ、或いは通常議會でもよろしいとも存じます。が、これで御審議を願ひましてはどうか。設立までには相當の期間を要しますので、さうな趣旨からこの議會に提案をいたしましたわけでありまして、この邊

は一つ御了承願ひたいのであります。それから第二點の御質問は他の方法が考えられないかというような點であります。この御質問の御趣旨があまり私には理解をいたし兼ねるのであります。公團方式につきまして、他のこれに代る方法という御意見であります。

○北村一男君 これは誠に残念なことには、速記録に載りませんので多少水掛論的になるかも知れませんが、平野前農林大臣が岩本委員の質問に對して、この食糧營團を公團化するかと、このことを懇談的に話をされたとき、あんな公團というものは皆が承知しない人氣の悪い案であるから、あんな公團方式では提案しないつもりである。こゝういふことを言われたことを記憶いたしております。私はそういう意味からして、或いは平野前農林大臣は別の構想を持つておられたのではないかと。そういうことについて當局でも御相談に與かられたことはあるのではないかと。こゝういふふうに考へて申上げたのであります。

○政府委員(片柳眞吉君) 平野大臣の御在任中におきまして、私共からこの公團方式と別の機構というところにつきましては、意見を申上げたこともございませぬし、又當時の大臣から、さような趣旨で我々が指示を受けたこともございませぬ。ただ公團方式を取る場合におきまして、或いは諸般でありますとか、澱粉とか、米麥等を扱います、主として末端配給をやりますところの公團等を一緒にしていいかどうかという點につきましては、いろいろ省内で議論をしたことがございしますが、他の方式ということにつきま

しては、大體これは提案理由でも御説明いたしましたように、方式が決つておりますので、さようなことは、私といたしましては考へたことはございませぬです。

それから御質問の第三點であります。本公團の存立の期限であります。昭和三十四年三月三十一日、又は經濟安定本部總務長官の命令があつた日に解散する、こゝなつておりました、非常に暫定的な機構として、これは御審議を願つておるのであります。これはこの間も他の委員の方に御説明をいたしましたのであります。要するに事情の許す限り統制方式を緩和できれば撤廢をして参りたい。そういう意味で食糧事情を年々これは變つて参りますから、その變りました食糧事情に對應して、食糧の統制方式も變つて行くべきものでありますから、さうな意味で大體一ヶ年前後を期間といたしまして、公團の設立を考へておるのであります。要するにこの昭和二十四年に入りまして情勢が依然として今日と變らないことではあります。ば、再びかような公團を存続することになるかも知れませぬし、又情勢が非常に変化して行きますれば、他の統制方式を取る。こゝういふふうに、要するにその時々の情勢に對應して統制方式を變えて参りたいという趣旨で、實は暫定的な機構として、かような期限を附けたのであります。暫定機構であるから、御審議の上において吞みやすいという趣旨で、かような期限を附けたのではないのであります。飽くまでその時々の情勢に應じて妥當なる統制方式を考へて参りたい、という趣旨で

期限を附けたわけでありませぬ。

○北村一男君 そうすると、この期限というものは、一年経てば、情勢が變るかも知れんから、時々情勢によつて處理したい。こゝういふ御趣旨であります。單にそれだけで二十四年の三月ぐらになつたら、或いは情勢が變るかも知れんというところの豫見でもお立てになつたのかどうか、その點を今一應お答を願ひたいと思ひます。

○政府委員(片柳眞吉君) 昭和二十四年の三月前後になつて食糧情勢が好轉か、或いは悪くなるか、その點の見通しは全然分らないのであります。ただ一應、一年間の期限にいたしまして、そのときの情勢に應じて、再び國會の審議を経て、二十四年三月以降の見通しに應じて再び御審議を願うというところで、見通しが好くなるか悪くなるかというところは、現在では全然豫測もできない事情であります。考へておらないのであります。

○北村一男君 そゝういふ御説明だと、これは一應吞みやすいという點に重點をお置きになつたような印象を受けますが、そゝういふお考はないのであります。か、その點重ねてお答を願ひたいと思ひます。

○政府委員(片柳眞吉君) 吞みやすいというふうには私共全然考へておりません。要するにその年々の主要食糧の生産なり、輸入等の情勢に即應じて、統制方式を變えて参りたいというわけでありまして、決して吞みやすいといふ考へ方で考へておるものではありません。

○竹中七郎君 地方食糧營團の首腦者は官吏でありますから、それからその營團の首腦者になる人は民間の人を起

用せられるのか、現在の官吏、或いは農林省に關係する者、或いは地方の縣廳にいる連中を起用せられるのか。もう一つは放出砂糖をこの公團の方でやりになるお考であるかどうか。それにつきまして御答へによりまして、もう少しお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(片柳眞吉君) 公團ができた場合の役職員につきましては、できるだけ従来の食糧營團なり、或いは諸會社なり、澱粉會社で現にやつておられまする方々、大體来て頂きたいと考へるものであります。従つて趣旨をいたしましては、できるだけ原則として、従来の民間の方といひます。経験のあります民間業者の方を起用して参りたいと考へております。

それから第二點の砂糖の扱ひの點であります。これは實は他の委員會でもいろいろ御意見も出ておるのであります。昨日の閣議で決定をいたしました。これはもう主要食糧としてアメリカから入つて來ました砂糖につきましては、食糧管理法の建前からいたしまして、これは食糧營團を通すべき當然の解釋になりますので、建前は當然食糧營團をして配給を進めて、主食以外の、或いは供米報奨用なり、或いは乳幼児關係等に参ります主食以外のものは、既存の業者をして配給して頂く。ただ食糧營團が扱います場合に

おきまして、倉庫その他の點につきましては、必要ある場合におきましては、砂糖の業者の方の各般の協力を得るということになつたのであります。従ひまして公團になりました場合におきまして、主食代替の砂糖は、これは公團で扱ふということになると考へております。

○竹中七郎君 官吏ですか、公吏ですか。地方食糧營團の職員は……。

○政府委員(片柳眞吉君) これは、官吏又は政府職員という恰好で考へております。

○竹中七郎君 そゝういたしますと、官吏といたしますと、甚だ矛盾な感じが私にはするのじやないかと思ひます。といふことは、この監督を、公吏である知事がいたしておられる、その下に官吏を監督するといふことの、この公團方式が非常に矛盾があるように私考へます。そゝうして現在いろいろの方面からこの反對陣情があるに拘わらず、これを官吏にするといふ考へ方におきまして、私は一考を煩ひたいと、かゝうに考へられるのであります。現在食糧の管理の方式のように、民間人を入れて、これをやらせ、それを官吏の方が管理する。こゝういふことになりますれば、非常にスムーズにこの問題も行くのであります。これが全部官吏にする。こゝういふところに、この委員會の通過におきまして、非常に難關があるし、或る方面からの御指示が、ありますれば仕方がないのであります。けれども、我々はさうに考へます。か

ような官吏を公吏が監督するといふうなことは、大體どうも矛盾である、かゝうなことに對しまして御答へを煩ひたいと思ひます。

○政府委員(片柳眞吉君) 御質問の點であります。公團の役員等が官吏であります。公吏である都道府縣知事がこれを監督するといふのは非常におかしいという御意見であります。一應そゝういふふうにも考へられますが、ただ二十八條の第二項におきましては、農林大臣が本來保有してあり

考えております。

1007

昭和二十三年五月十七日印刷

昭和二十三年五月十八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局